

損害賠償額の決定に関する急決専決処分報告について（建設局関係）

建設局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成25年9月10日

大阪市長 橋 下 徹

決定の時期、金額及び被害者	事 件 概 要
平成25年6月13日 8,962,639円 見舞金 8,385,864円 医療費 576,775円 増井 誠 二 43歳	平成23年7月12日午後5時20分ごろ、住之江区南加賀屋2丁目8番25号先交差点において、本市職員糯原克己の運転する軽貨物自動車は右折の際、直進してきた自動二輪車と接触し、その衝撃で同車を運転していた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。 同人は、右膝挫傷、頸椎捻挫等のため約9箇月にわたり通院治療を続けたが、右膝に神経症状を残した。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

大阪市下水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 省 略

(2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円をこえるもの

(3) - (5) 省 略